

会費に関する規定

第1条（収入）

- (1) 年会費は、クラブ員一人あたり1万円とする。
- (2) 家族会員の年会費は、1人あたり6千円とする。
- (3) 会員登録のみに留まるクラブ員については、登録に必要な実費とする。
- (4) クラブ主催の級別バッジテストの収入は、クラブ収入とする。

第2条（支出）

次にあげるものは、会費により支出する。

- ① 県連年次会費（クラブ負担金）および臨時負担金
- ② S A J 会員登録料
- ③ クラブとして参加する競技会・選考会の参加料の一部または全額（当クラブ規約に基づき参加を承諾した者に限る）

競技会	1,000 円
岡山県技術選手権大会	1,000 円
西日本技術選手権大会	全額
- ④ 級別バッジテスト受験料および公認料（当クラブ規約に基づき受験した者に限る。但し、個人的に受験し合格した場合は公認料のみを会費より支出する。）
- ⑤ 合格時の準指・指導員受験料および公認料
- ⑥ 幹事会・総会等のクラブ内会議費
- ⑦ 県連関係会議（指導委員会を除く）出席のための経費
- ⑧ 共同工具および共同用品
- ⑨ 通信費および事務用品費
- ⑩ 冠婚葬祭（本人・父・母・子・配偶者、結婚時は本人に限る）に係わる電報料
- ⑪ 但し、当クラブに深く関係し、緊急を要する場合は、会長・副会長・幹事長判断とする。
- ⑫ 合宿補填金
- ⑬ 合宿時の講習担当指導者への昼食手当（1日1回1,000円）
- ⑭ その他必要経費

平成16年11月06日 改定

平成17年11月19日 改定

平成18年06月24日 改定

平成20年10月26日 改定

平成26年04月19日 改定

平成28年04月09日 改定

令和04年07月03日 改定